

2021年10月11日版

時短・外出自粛等により影響を受けた 道内事業者の皆様への支援金の概要について

(道特別支援金C)

北海道経済部中小企業課

お問い合わせ先

北海道特別支援金コールセンター TEL:011-351-4101

受付時間8:45~17:30

(受付は平日のみ ※10月は土日祝日も対応)

1. はじめに



道特別支援金A・Bの申請受付期間が延長になりました

道特別支援金A・Bにつきまして、従来の受付期間を延長し、令和4年1月31日まで受付することといたしました。(道特別支援金Cと同じ期間)

(延長前)

·「道特別支援金A」:令和3年4月1日~令和3年9月30日

·「道特別支援金B」:令和3年7月2日~令和3年9月30日



(延長後)

・「道特別支援金A」:令和3年4月1日~令和4年1月31日

·「道特別支援金B」:令和3年7月2日~令和4年1月31日

2. 国の月次支援金について



※道の特別支援金Cを申請いただく前に、現在、申請を受け付けている国の月次支援 金に該当するかどうか、ご確認をお願いいたします。

国の月次支援金

「緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」

2021年4月以降に実施された緊急事態宣言措置・まん延防止等重点措置等に伴う飲食店等の休業・時短要請や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した事業者の皆様に支援金が給付されるものです。

要件1

緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う

飲食店等の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

要件2 2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上

給付額 =(2019年又は2020年の対象月の月間売上)-(2021年の対象月の月間売上)

【中小法人等】上限 2 () 万円 【個人事業者等】上限 1 () 万円

申請受付期間 8月分 9月1日~10月31日 / 9月分 10月1日~11月30日

● 国の月次支援金事務局にご相談、お問い合わせください

ホームページ URL: https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

相談窓口 TEL: 0120-211-240 IP電話等からの相談: 03-6629-0479 (※通話料がかかります)

国の月次支援金が受給 できないと判断される場合 要件を満たせば**道の特別支援金**Cに申請いただくことが可能です。 ※国の月時支援金と道の特別支援金Cは、どちらかのみを受給できます。

3. 道特別支援金Cの概要



概要

8月以降、緊急事態措置等により、大変厳しい経営状況となっている全道の幅広い事業者の皆様を対象に、休業・時短等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々に向け、新たな道特別支援金Cにより支援します。

要件1

- ① 時短対象飲食店等との取引がある 事業者
 - ※農漁業者、飲食料品、割り箸、おしぼりなど、飲食 業に提供される財・サービスの供給者

または

- ② 外出・往来の自粛要請等による 影響を受けた事業者
 - ※旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、理美容 関係、各種教室、商店、昼間営業の飲食店など、人流 減少の影響を受けた事業者

要件2

2021年8月~10月のいずれかの月の売上が対前年または前々年同月比で30%~50%未満減少

給付額

中小法人等 20万円 / 個人事業者等 10万円

受付期間

2021年10月12日 ~ 2022年1月31日

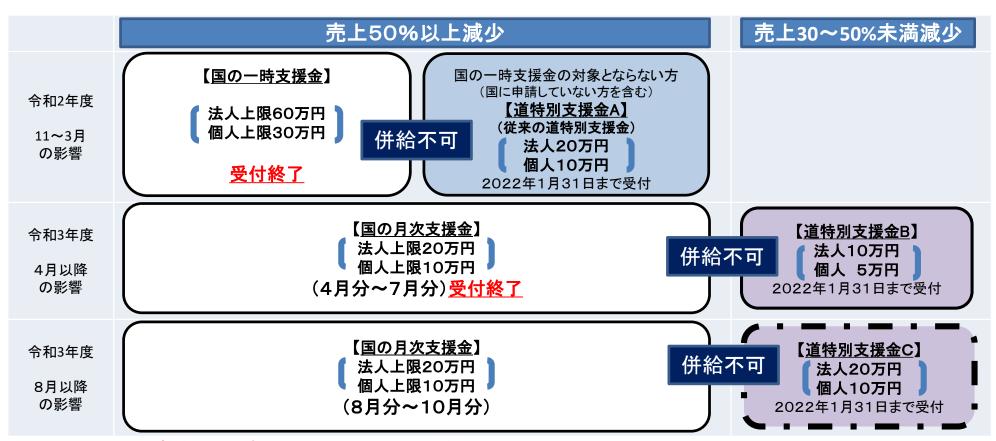
- 注1:要件1の①について、時短対象飲食店等(2021年8月から2021年10月までの間に、北海道知事による時短・休業要請等の対象となっている事業者)との直接・間接の取引がある事業者が対象です。
- 注2:要件1の**②**について、**道内の外出・往来自粛要請等の影響により、人流が減少したことで売上が減少した事業者**が対象です。
- 注3:道特別支援金Cは**道特別支援金A及びBとの併給が可能**です。
- 注4:2021年8月から10月までの<u>休業・時短要請の対象である飲食店や1,000m^{*}を超える施設等は</u>、時短等への協力や時短支援金の受給の有無にかかわらず、**本支援金の対象外**です。
- 注 5 : 道特別支援金 C は**国の月次支援金(8月~10月分)の受給者は申請出来ません。(重複受給は不可**)

4. 道特別支援金と国支援金の関係性



道特別支援金Cとは?

8月以降、緊急事態措置等より、大変厳しい経営状況となっている全道の幅広い事業者の皆様を対象に、休業・時短等の協力支援金や国の月時支援金の対象とならない方々(前年または前々年同月比30~50%未満減少)に向け、新たな「道特別支援金C」により支援します。



- ※要件を満たせば道特別支援金AとBとCとの併給が可能です。
- ※道特別支援金Aと国の一時支援金は併給できません。
- ※道特別支援金Bと国の月次支援金(4月~7月分)との併給はできません。
- ※道特別支援金Cと国の月次支援金(8月~10月分)との併給はできません。

5. 簡易フローチャート



道特別支援金Cの受給可否を確認する簡易的なフローチャートです。あくまでも簡易的なものになりますので、実際の受給可否は、道特別支援金コールセンターにてご確認ください。

2021年8月~10月の間に一度も休業・時短要請の対象となっていない

YES

2021年8月・9月・10月において一度も月次支援金を受給していない

YES

2021年8月・9月・10月いずれかの月が新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年または前々年同月比30%~50%未満減少している

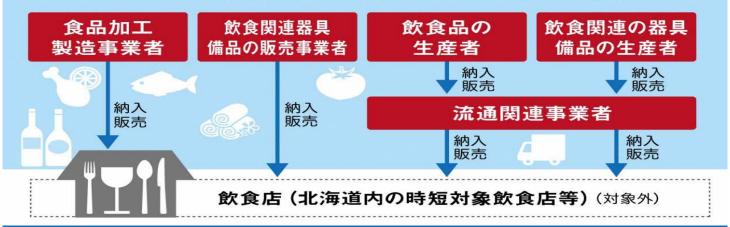
YES

受給できる可能性あり



北海道内の時短対象飲食店等との 取引がある事業者

農漁業者、飲食料品店、割り箸、おしぼりなど時短等 対象飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定。





北海道内外出・往来の 自粛要請等による影響を受けた事業者

旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者、飲食店(時短対象 飲食店等以外)など人流減少の影響を受けた事業者を想定。



飲食店事業者 (時短対象飲食店等以外)



外出目的地での 商品サービス 提供事業者



♠ 納入 販売

納入 販売

納入販売

納入 販売

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

7. 給付対象

②具体的な対象事業者の例



対象となりうる事業者の例

対象外

公共法人、政治団体 性風俗特殊営業 等 道の休業・時短要請等の対象となっていた飲食店等

(別途、休業・時短協力支援金を措置しています)

国の一時支援金・ 月次支援金 受給者

納入

↑納入

内入 ↑ 取引、サービス提供 等

要件1-1

休業・時短 対象 飲食店等 との 取引がある 事業者

食品加工・製造事業者

- ・惣菜、食肉、水産加工業者 等
- · 酒、飲料製造業者 等

器具・備品納入事業者

食器、調理器具、店舗の備品、消耗品 を販売する事業者 等

サービス事業者

接客サービス、清掃事業者、廃棄物処理業者、広告事業者、設備工事事業者 等





流通関連事業者

- ・業務用小売店 等
- ・卸、仲卸、問屋、貨物運送事業者 等

納入

生産者

- ・農業者、漁業者 等
- ・器具備品製造事業者 等

要件1-2

外出・往来の 自粛要請等 による 影響を受けた 事業者

主に対面で個人向けに商品サービスを提供する事業者

旅行関連

飲食事業者(休業・時短要請対象外の飲食店等)、 宿泊事業者(ホテル、旅館)、旅客・運送業(タクシー、バス)、自動車賃貸業者、文化・娯楽サービス事業者、旅行代 理店、観光施設運営、小売店(土産物、雑貨店)等

その他

エンタメ、遊興施設関連事業者、雑貨、アパレル、理美容、マッサージ店、 整骨院、エステ店、結婚式場、運転代 行業等

納入 ↑ 取引、サービス提供 等

上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者

食品・加工製造事業者、卸・仲卸、清掃事業者、広告事業者、ソフトウェア事業者、 貨物運送事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー、バスガイド、 イベント出演者 等

申請にあたっては、道の休業・時短等対象飲食店等との取引があること、または、道の外出自粛要請等の影響を受けたことにより、 対象期間のいずれかの月売上が要件基準の減少であることを示す書類の保存(事務局が求めた際に提出)が必要です。 申請方法

必

要

書

類

電子申請 または 郵送申請

※お問い合わせや申請書類の修正がスムーズになり、一般的に審査期間が短縮される電子申請をお勧めします。

※郵送の場合は、簡易書留や一般書留、レターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの)で郵送してください。料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。

□<u>確定申告書</u> : 収受日付印の付いた確定申告書の控え※1, 2

※1 e-Taxによる申告の場合、受付日時の印字又は受信通知メールの添付があること ※2確定申告義務がない場合その他合理的な事由がある場合は、住民税の申告書の控え

□**売上台帳** :対象期間のいずれかの月売上が要件基準の減少であることがわ

かる売上台帳

□<u>宣誓・同意書</u> :代表者又は個人事業者等が自署した宣誓・同意書

□<u>本人確認書類</u> :運転免許証(両面)、マイナンバーカード(オモテ面のみ)等

(個人事業者等の場合)

□履歴事項全部証明書:申請時から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書

(法人等の場合)

□<u>通帳</u> :銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・ 名義人が確認可能な書類の写し

※上記のほかに、必要に応じて事務局から追加の書類を求める場合があります。

※以下の道支援金を受給されている事業者が申請する場合に、提出書類の簡素化をしております。

- ・『休業協力・感染リスク低減支援金』及び『経営持続化臨時特別支援金』
 - ⇒本人確認資料(個人の場合)、通帳の写し
- ・『別区分の道特別支援金』
 - ⇒確定申告書・履歴事項全部証明書(法人の場合)・本人確認資料(個人の場合)、通帳の写し



- ※必要書類及び詳細については、後日ホームページ等で公開いたします。
- ※内容については今後変更となる可能性があります。

ポイント

- ・個別の事情で給付に必要な書類が準備できない方などに向けて、各種特例を設けます。
- ・特例により申請される場合は、通常より審査に時間を要する可能性があります。

①証拠書類に関する特例

- (個人) 確定申告義務が無い場合は、確定申告書を住民税の申告書類で代替可能
- (法人) 確定申告書が合理的な理由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

②新規開業・創業特例

2020年4月~2021年7 月の期間の間に法人設立 又は新規開業した場合

6季節性収入特例

月当たりの事業収入の 変動が大きい方

③合併特例

事業収入を比較する2 つの月の間に合併を行 なった方

⑦連結納税特例

連結納税を行なってい る法人

4事業承継特例

事業収入を比較する2 つの月の間に事業承継を 行なった方

⑧罹災特例

2018年又は2019年に 罹災を証明する罹災証明 書等を有する方

⑤法人成り特例

事業収入を比較する2 つの月の間に個人事業主 から法人化した方

⑨NPO法人等特例

特定非営利法人及び公 益法人の場合、代替の書 類で申請可能

11. 申請手続き ②申請フロー



道内事業者

①申請書類を入手

- ・道庁HPからダウンロード
- ・ (総合)振興局や道内の 各市町村等で入手

③申請書類の提出

- ・電子申請の場合はHP上で 必要事項の入力および 資料の添付等により申請
- ・郵送申請の場合は、受付 事務局に郵送で提出 ※持参による申請は不可

⑥事務局からの 問い合わせに回答

- ・事業の現況
- ・道の時短要請や外出自粛の 事業への影響等を回答

⑧支援金の受領

- ・申請書に記載の銀行 口座に振込
- ※本支援金は、課税対 象であり確定申告の 対象となり得ます。

申請

回答

個別問い合わせ 支援金事務局

通知、振込

②申請書類の準備 および作成

- 申請書
- ・確定申告
- ・対象月の売上台帳
- ・宣誓・同意書
- ・本人確認書類の写し (法人) 履歴事項全部証明
- ・通帳の写し 等

④書面審査

- ・提出書類の確認
- ・軽微な不備修正の 連絡 等

5事業実態等を 個別に確認

・税理士や診断士、会計士等、 外部の専門家が書類審査や 電話等で事業の実態を確認 ※無作為で抽出の上、実施予定

7給付決定

- ・審査完了後メールや 郵送で個別に通知
- ・申請書に記載の 銀行口座に振込

12. よくある不備事例



●道特別支援金Bに50%以上の売上減少で申請。

道特別支援金Bは、4月~7月いずれかの月の売上が前年または前々年と比較して30%~50%未満減少の事業者様が対象となります。50%以上減少している事業者様は対象外となりますのでご注意ください。

●休業・時短対象飲食店等の申請

道特別支援金は対象期間中に休業・時短の対象となっている飲食店等は対象外となります。(休業・時短の協力金を受給できる事業者は×)

※ただし、飲食店だから即対象外ということではありません。休業・時短対象になっていない飲食店は、 道特別支援金の対象となります。(例:昼間営業で酒類提供のない喫茶店等)

|●確定申告書に収受印が押印されていない。

確定申告書の控えをご提出いただいく際には所轄税務署の収受印が必須となります。(e-Taxの場合には、受付日時の印字または受信通知の提出)

提出が難しい場合には、以下のような代替がございますので、道特別支援金コールセンターにご相談 ください。

- (個人)確定申告書を住民税の申告書類で代替可能
- (法人)確定申告書を提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能